

部局名:健康福祉部

平成30年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	子どもの育ちの推進事業費	1,110	1
2	みえの出逢い支援事業費	7,440	5
3	男性の育児参画普及啓発事業費	8,052	9
4	親の学び応援事業費	4,019	13
5	子どもの生活・学習支援事業費	2,169	17
6	児童虐待法的対応推進事業費	6,147	21
7	家族再生・自立支援事業費	596	25
8	障がい者就労支援事業費	6,219	29
合 計		35,752	

事業概要

細事業名	子どもの育ちの推進事業費				区分	一部新規
施策	231	少子化対策を進めるための環境づくり				
	23102	子どもの育ちを支える地域社会づくり				
基本事業	目標項目		29年度実績値		31年度目標値	
	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数		—		3,000店舗	
根拠 (法令等)	三重県子ども条例					
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	予算額		17,917千円	16,957千円		
	決算額	28,710千円	17,243千円			
事業の目的	<p>三重県子ども条例の基本理念をふまえ、子どもたちに寄り添う電話相談を実施するとともに、子どもの育ちや子育て家庭を支える「次世代育成応援ネットワーク」等の取組を支援します。</p> <p>子どもの意見を県政に生かす「キッズ・モニター」を実施します。</p> <p>子育て家庭の経済的負担の軽減や地域で子育てを支える機運の醸成を図るため、企業の協賛を得ながら、子育て家庭に対する各種割引等のサービスの提供を進めます。</p> <p>すべての子どもが豊かに育つことのできる三重に向け、みえ子どもスマイルプランを適切に推進するため、三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等を調査し、みえの子ども白書としてまとめます。</p>					
	事業目標	子育て家庭応援クーポンを利用できる店舗数		2,340店舗		
	子育て応援！わくわくフェスタの入場者数		5,000人			
前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの豊かに育つことのできる地域社会づくりをめざした「三重県こども条例」の趣旨に沿って、幅広く子どもたちの夢や希望を募り、称えることで、子どもたちの豊かな育ちを育みます。 ・多様な主体で取り組んでいる「子育て応援！わくわくフェスタ」をダイバーシティの観点から、日本語以外の言語を使う子どもや子育て家族も参加しやすい運営に取り組みます。 ・子育て家庭応援クーポンの認知を高めるとともに、クーポン協賛店舗の検索性を高め、 					

	<p>利用者の利便性の向上につなげるため、スマートフォン用のアプリの開発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意識や実態の推移等を把握します。
<p>事業の必要性と期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども専用の相談電話を設置することで、子どもの声を受け止め、解決に向けた方向性を探ることにより、悩みや不安を抱えた子どもたちを支えることができます。 ・キッズ・モニターアンケートは、子どもが意見を表明する機会を、恒常的かつ簡便に設けることができ、県政に子どもの視点を取り入れることができます。 ・次世代育成応援ネットワークの取組の更なる横展開を図るとともに、「子育て応援！わくわくフェスタ」などを開催することで、企業や団体などが連携して、子どもや子育て家庭を支える取組を進めることができます。 ・企業の協賛を得て子育て家庭に対する各種割引等のサービスの提供を進めることで、子育て家庭の経済的負担の軽減や地域で子育てを支える機運の醸成が期待されます。 ・子どもや保護者、県民の意識や状況を把握することで、三重県子ども条例の基本理念に基づくみえ子どもスマイルプランの適切な進行管理につなげていきます。

取組詳細

<p>取組概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども条例のリーフレットの作成や講演会を開催し、広く周知を図ります。また、幅広く子どもたちの夢や希望を募り、優良事例の実現に向けた支援することで、子どもたちの豊かな育ちを育みます。 ・引き続き「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもたちに寄り添い不安を抱えた子どもの声を受け止めて、関係機関と連携しながら、子どもからの相談に対応します。 ・企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる社会づくりを進めるため、「みえの子ども応援プロジェクト」に取り組みます。 ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員等による取組の更なる横展開を図るため、会員の取組状況の共有や会員の交流の場づくりを行います。 ・子どもの育ちや子育て家庭を応援する「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催します。 ・利用者への普及啓発や協賛企業への加入の呼びかけを通じて、子育て家庭応援クーポンの更なる普及・拡大に取り組むとともに、高校生が主体となって協賛店舗情報などの検索機能をもったスマートフォン向けのアプリの開発に取り組み、クーポン協賛店舗の検索性を高め、利用者の利便性の向上につなげます。 ・子どもや保護者、県民を対象とした意識や活動調査を実施するとともに、関係団体等の意見等を収集し、みえの子ども白書（仮称）としてまとめます。 <p style="text-align: center;">取組内容等</p>
-------------	--

(1) 【新】子ども条例推進事業

「三重県子ども条例」について小学校高学年向けに分かりやすく解説したリーフレットを作成するとともに、学校や各種団体等で啓発を進めます。また、外部の有識者を招き、子どもの権利を学ぶ講

演会を開催します。また、条例の趣旨を踏まえ、新たに、子どもたちが自らの力を発揮して育つことができるよう主体的に取り組む様々な活動を支援するため、子どもたちの夢や思い幅広く募集し、称えるとともに、優良事例には実現に向けた支援を行うことで、子どもの夢の実現を叶える事業を実施します。

(2) 子ども専用相談電話事業

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、解決をめざすとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

(3) 子ども施策総合推進事業

子どもの意見を県政に生かすため、e-モニター制度を使って、子どもたちから意見を集めます。

県内の小学校、中学校、高校の協力のもと、モニター募集チラシを配布して、モニター登録を呼びかけます。モニターの対象は小学校4年生から高校3年生とします。

(4) 家族の絆強化事業

みえ次世代育成応援ネットワークの会員による自主的な活動が進むよう、交流の場づくりやメールマガジンの発刊などにより、会員相互の情報の共有化や連携強化に取り組みます。

また、会員企業や団体、大学などが協働し、家族の絆や地域の絆が深まるようなフェスティバルを開催します。

(5) みえの子ども応援プロジェクト事業

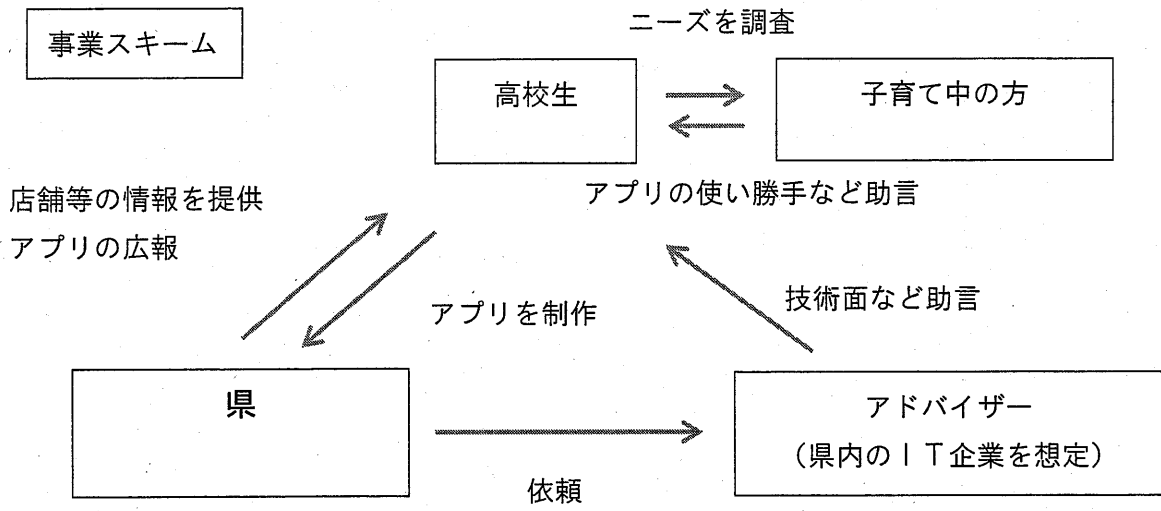
「三重県子ども条例」や「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、地域の企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの育ちや子育て家庭を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的とした「みえの子ども応援プロジェクト」を推進します。

知事復活項目

(6) 【新】子育て家庭応援クーポン普及啓発事業 1,110千円(うち県費370千円)

クーポンの認知を高めるとともに、どこで使えるのかが分かりづらいといった利用者の声に応えるため、県内の高校や企業、地域との協創により、高校生が主体となって、協賛店舗情報などの検索機能をもったスマートフォン向けアプリの開発に取り組みます。

アプリを利用することにより、キーワード検索だけでなく、地図情報との連携を行うことで、スマートフォンによる店舗の検索性を高めるとともに、プッシュ通知が使えることで、協賛店舗で受けられる内容をタイムリーに発信することができます。



(7) 【新】みえの子ども白書作成事業

すべての子どもが豊かに育つことのできる三重に向け、みえ子どもスマイルプランを適切に推進するため、三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等を調査し、みえの子ども白書（仮称）としてまとめます。

[実績等]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	単位
1 キッズ・モニターアンケート実施数	9	10	9	8	回
2 こどもほっとダイヤル相談件数	3,267	1,667	1,148	875	件
3 わくわくフェスタ入場者数	16,000	12,000	6,500	8,500	人
4 子育て家庭応援クーポン協賛店舗数		350	419	1,286	店舗

[財源負担割合] (1) 一部県費10/10 一部福祉基金10/10 (2) (5) (6) 福祉基金10/10、(4) 一部新型交付金5/10、県費 1/6、福祉基金2/6 一部県費10/10

[事業負担割合] (1) 一部県費10/10 一部福祉基金10/10 (2) (5) (6) 福祉基金10/10、(4) 一部新型交付金5/10、県費 1/6、福祉基金2/6 一部県費10/10

[事業開始年度] (1) 平成21年度 (2) 平成23年度 (4) 平成17年度 (5) 平成27年度 (6) 平成30年度

事業概要

細事業名	みえの出逢い支援事業費				区分	一部新規
施策	232	結婚・妊娠・出産の支援				
	23201	出逢いの支援				
基本事業	目標項目		29年度実績値	31年度目標値		
	出逢いの場の情報提供数		—	240件		
根拠 (法令等)	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」					
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	予算額	17,056千円 (繰越2,394含む)	12,444千円	143,758千円		
	決算額		12,259千円			
事業の目的	結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の実現に向け、結婚に向けた情報提供や機運の醸成等に取り組むことで、人生のパートナーとの出逢いを支援し、結婚を望む人が結婚できる地域社会を実現します。					
事業目標	<p>「みえ出逢いサポートセンター（以下『サポートセンター』という。）」の取組を中心に、結婚を望む人への出逢いの場の情報提供や市町等の結婚支援の取組を支援するとともに、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> サポートセンターが情報提供するイベント数 220件 					
前年度からの変更点	29年度に行った結婚等に関する住民や企業、従業員、学生等を対象にした意識調査結果をふまえ、結婚を望む人に対し、出逢いの場の情報提供について、サポートセンターに加えて、新たに美容院と連携を進めます。また、従業員に対し具体的な結婚支援に取り組もうとする企業のニーズに応じた支援を行います。					
事業の必要性と期待される効果	<p>平成29年度に18～39歳の県民約3万人を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると未婚者の多くが結婚を希望しており、結婚していない理由として「出会いがない」をあげた人が最も多く44%でした。また、サポートセンターの認知度は約1割と低いものの、サポートセンターを「利用したい（薦めたい）」と回答する割合は高くなっています。</p> <p>こうしたことをふまえ、結婚を希望する方に対して、これまで以上にサポートセンターやさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要です。</p> <p>このため、少子化対策の一環として、結婚を望む人達に対して出逢いの場等の情報提供</p>					

を継続するとともに、地域の企業や団体、市町等と連携した取組を活性化させることで、社会全体で結婚を希望する方への支援が進みます。

また、結婚を希望する県民に対し、サポートセンターに加え、新たに美容院による情報提供や働きかけをすることで、よりきめ細やかな支援をすることができます。

取組詳細

取組概要

サポートセンターの取組を中心に、引き続き結婚を望む人への出逢いの場の情報提供に取り組むとともに、県全体で効果的な結婚支援の取組を進めるため、特に企業や美容院等との連携を強化します。

取組内容等

(1) みえ出逢いサポートセンター運営事業

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、引き続き、みえ出逢いサポートセンターにより、結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供や、市町や企業が取り組む結婚支援の取組を支援します。

(2) 出逢い支援関係機関・団体連携強化事業

効果的な結婚支援の取組を進めるため、全国結婚支援セミナーに参加し情報収集を行うとともに、市町とのさらなる連携強化を図るため、市町との意見交換等を行います。

知事復活項目

(3) 【新】地域密着型出逢い支援事業

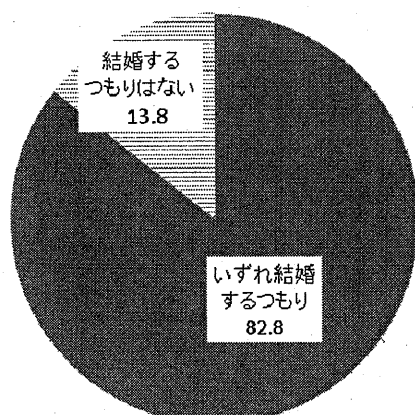
3,353千円(うち県費1,118千円)

平成29年度に18～39歳の県民約3万人を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると、未婚者の多くが結婚を希望しており、結婚していない理由として「出会いがない」をあげた人が最も多く44%でした。

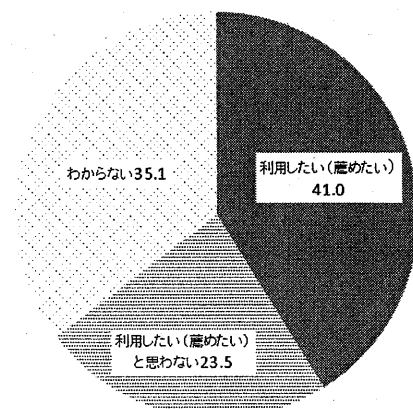
また、サポートセンターの認知度は約1割と低いものの、サポートセンターを「利用したい(薦めたい)」と回答する割合は高くなっています。

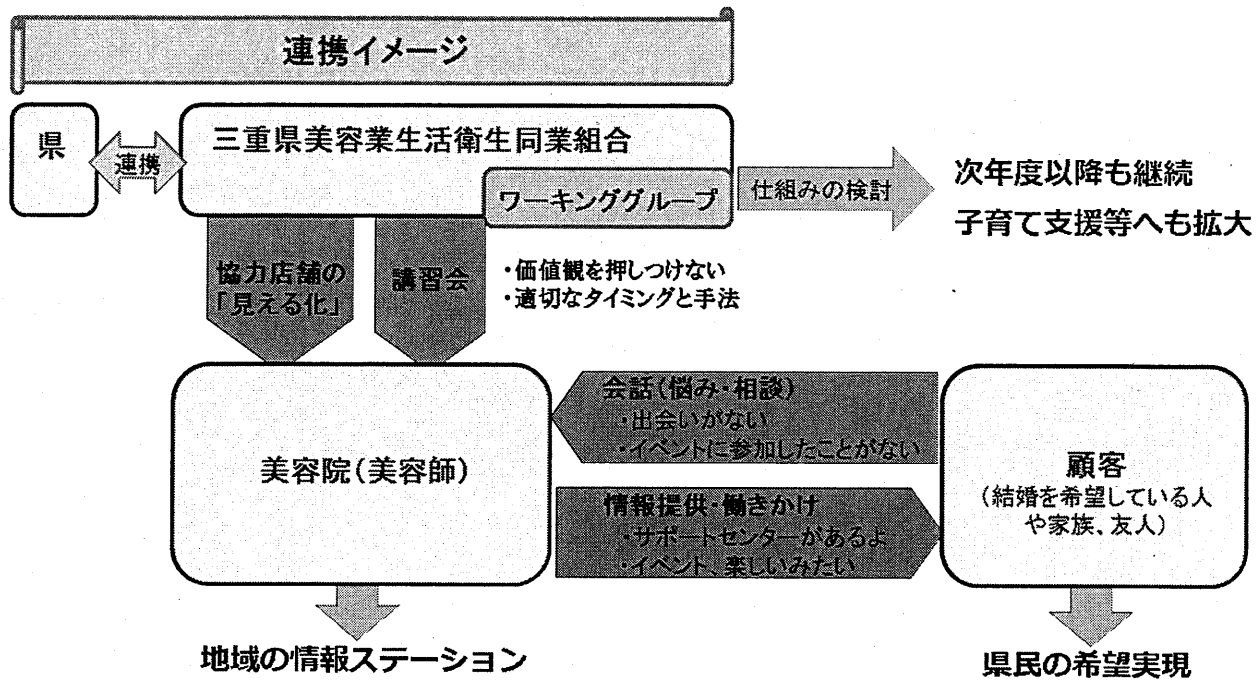
これらのことから、県民が定期的に通い滞在時間も長い美容院において、顧客との信頼関係のもとさまざまな話しをする機会が多い美容師が、結婚を希望する方等に対して、適切なタイミングや方法で、サポートセンターへの加入や出逢いイベントの参加の働きかけ等を行えるよう、三重県美容業生活衛生同業組合と連携して、価値観を押しつけない等の留意点や働きかけの手法等を学ぶ講習会の開催や、美容院が協力店舗であることの「見える化」等を図ります。さらに、取組が次年度以降も継続し、子育て支援の情報提供等にも広がっていくような仕組みづくりの検討を行います。

◆結婚意向【住民調査】



◆サポートセンターの利用意向





知事復活項目

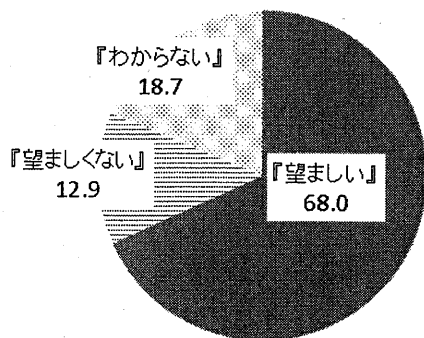
(4) 【新】企業による出逢いサポート事業 4,087千円(うち県費 2,044千円)

平成29年度に従業員3万人余及び事業所3000社を対象に実施した結婚等に関する意識調査によると、従業員の多くが職場からの結婚支援に肯定的であり、また事業所も従業員に対する結婚支援について肯定的にとらえています。一方、事業所からは「何をしたいのかわからない」との意見も多い状況です。

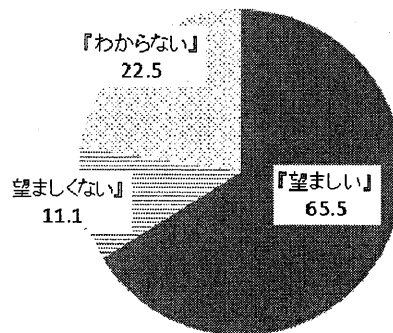
そこで従業員の結婚支援について具体的な取組の支援を希望する企業に対し、事業所のニーズに応じた支援内容を提案し、実施をサポートするとともに、好事例や課題等を集約し、企業による取組の活性化を図ります。

◆職場が従業員の結婚支援をすることについて

【従業員調査】



【事業所調査】



『望ましい』・・・『望ましい』「どちらかといえば望ましい」

『望ましくない』・・・『望ましくない』「どちらかといえば望ましくない」

[実績等]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	単位
出逢いの場の情報提供数	15	125	150	件

- [財源負担割合] (1) (2) 国 1/2 (新型交付金) 県 1/2
 (3) 国 2/3 (少子化対策重点推進交付金) 県 1/3
 (5) 国 1/2 (少子化対策重点推進交付金) 県 1/2

- [事業負担割合] (1) (2) 国 1/2 県 1/2
 (3) 国 2/3・県 1/3
 (5) 国 1/2・県 1/2

- [事業開始年度] (1) (2) 平成 25 年度 2 月補正 (平成 26 年度に繰越して実施)
 (3) 平成 30 年度

事業概要

細事業名	男性の育児参画普及啓発事業費				区分	一部新規
施策	231	少子化対策を進めるための環境づくり				
	23104	男性の育児参画の推進				
基本事業	目標項目		29年度実績値		31年度目標値	
	「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加する企業や団体数		—		300企業・団体	
根拠 (法令等)	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」					
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	予算額		3,280千円	3,421千円		
	決算額	7,832千円	2,372千円			
事業の目的	<p>企業や市町等と連携し、男性の育児参画推進のための取組を継続実施することにより、職場や地域において、男性が積極的に育児に取り組むことができるよう、機運醸成や環境づくりを進めます。</p> <p>また、自然体験を通じて子どもの生き抜いていく力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることで、子どもの豊かな育ちを支援します。</p>					
事業目標	<p>男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組の普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業に働きかけます。</p> <p>新たにみえの育児男子プロジェクトの事業に参加する企業等（累計240企業）</p>					
前年度からの変更点	<p>イクボスの認知度がまだまだ低い状況にあることから、イクボスの更なる広がりのため、イクボス同盟加盟企業等を通じた調査や実際の取組に向けた働きかけを行うとともに、男性の育児参画を進めるため、子育て世代の男性のみではなく新たなアプローチ先として女性に向けた働きかけを行います。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える方の割合が高いものの、子育て期男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果があります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果などがあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広める必要があります。</p> <p>「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じて、男性の育児参画についての機運が高</p>					

まり、より多くの男性が、子どもとの関わりや子育て中の男性同士の交流が進むことが期待されます。

また、企業等の管理職への意識啓発が進むことにより、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりが進むことが期待されます。

さらに、自然体験を通じて子どもの生き抜いていく力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることで、子育ての魅力や親子・家族の絆を感じ、子どもの成長を大切に考える契機となるとともに、広く子育ての魅力や効果の発信、子どもの豊かな育ちにつながることを期待されます。

取組詳細

取組概要

「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じて、男性の育児参画の機運を高めるよう男性本人のほか、女性に対しても普及啓発や情報発信を行うほか、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、企業におけるイクボスの推進を進めます。

また、自然体験を通じて子どもの生き抜いていく力を育む子育てに男性が関わる取組を進めます。

取組内容等

(1) ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ事業

子育て中の男性やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的に、第5回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を開催します。

(2) 【新】女性を通した男性の育児参画普及事業

男性の育児参画については、本人のみならず配偶者等の理解や働きかけも重要なことから、女性に向けた男性の育児参画に関するリーフレットの作成や、ワークショップの開催により、女性に対し啓発することにより、男性の育児参画の普及を図ります。

(3) 「みえの自然体験親子」発信事業

自然体験に興味のある親子（父子）を募集し、「みえの自然体験親子」として、実際に自然体験活動をしていただくとともに、その様子等を SNS 等で発信いただくことにより、親子での自然体験の普及にもつなげます。

知事復活項目

(4) 【新】みえのイクボス増殖事業

8,052 千円（うち県費 2,684千円）

平成 29 年度に事業所 3,000 社を対象にした結婚等に関する意識調査によると、イクボスの認知度は「知っている」が 21.2%とまだまだ低い状況にあり、この傾向は従業員数が少ない中小企業ほど低くなっています。また、イクボスの名称は聞いたことがあるものの内容はわからない、趣旨や重要性を理解していてもどのように取り組んでよいか分からないという声も多くあります。

そのため、イクボスに関する知識を有した人材「イクボス伝道師」を養成し、企業等に対しイクボスの趣旨や重要性を伝えることにより、イクボスの考え方を普及する体制を作ります。

また、企業において具体的な取組を進めるため、イクボス推進のモデルとなる企業を選定し、実際の取組を進め、その成果等について発信します。

モデル企業においては、従業員アンケートによる現状把握や、アンケート結果に基づく実際のアクションにつなげるための指導・助言を行い、取組をサポートします。助言・指導と併せて、企業内での取組を促進するツールとして、平成 29 年度に将来世代応援知事同盟各県で実施したイクボス度調査の活用やイクボスの基礎等についてのリーフレットを作成・配布します。

また、モデル企業における取組の成果について、事例発表会の開催、事例集の作成・配布することにより、他企業への展開を図ります。

[実績]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	単位
「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加する企業や団体数（累計）	19	79	149	団体

- [財源負担割合] (1)～(3) 国 1/2 (新型交付金)・県 1/2
(4) 国 2/3 (少子化対策重点推進交付金)・県 1/3
- [事業負担割合] (1)～(3) 国 1/2・県 1/2
(4) 国 2/3・県 1/3
- [事業開始年度] 平成 25 年度 2 月補正 (平成 26 年度に繰越して実施)

事業概要

細事業名	親の学び応援事業費				区分	一部新規
施策	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実				
	23304	家庭・幼児教育の充実				
基本事業	目標項目		29年度実績値	31年度目標値		
	家庭教育を支援する市町・団体数（累計）			74市町・団体		
根拠 （法令等）	三重県子ども条例					
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	予算額		2,389千円	7,163千円		
	決算額	—	1,499千円			
事業の目的	<p>幼児期は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であり、また、子どもの頃の体験活動が豊富な人ほど、意欲・関心や規範意識が高いという調査結果もあります。一方、核家族化が進み、地域の絆が薄れる中、乳幼児を持つ家族の不安感や負担感の軽減が求められています。</p> <p>そうしたことから、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するとともに子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。</p>					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と連携し、乳幼児から学齢期の親を対象にした「みえの親スマイルワーク」の開催。（新規に取り組む市町 3市町） ・企業や地域と連携し、男性の子育て応援講座の開催。（年10回） ・野外体験保育に主体的に取り組むモデル園数。（累計10園） 					
前年度からの変更点	<p>野外体験保育が県内で広く主体的に実践されるよう、野外体験施設の職員や幼稚園・保育所等の教員や保育士等を対象に人材育成を進めます。</p> <p>また、家庭教育の応援取組について、子育て中の保護者だけでなく、子育てに関心の高まる子どもが産まれる前の段階から、妊婦とそのパートナーを対象にした取組を行います。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>孤立しがちになる乳幼児の親同士が、子育てについての悩みや思いを語り合うことで、子育てに関する不安の解消や、こうした交流の機会を通して、自身の役割や成長に自ら気づいたり、学んだりすることが期待されます。</p> <p>また、企業や関係団体等と連携して、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性、社会性を身につけたり、自己肯定感を高めるなど、家庭においてできること、求められることなどを考える場づくりを進めることで、男性の育児参画を促進するとともに、子どもの豊</p>					

かな育ちが期待されます。

家庭を取り巻く環境が変化する中、「教育の原点」である家庭教育に対する支援の必要性が高まっています。家庭教育の充実により家庭がその役割を十分に果たすとともに、子どもたちの豊かな未来につなげることが期待されます。

野外体験保育が県内で広く主体的に取り組まれるよう普及啓発を進めるとともに、指導的な役割を担う人材が不足していることから、幅広く人材育成を図ることで、県内で広く野外体験保育の取組が広がり、取組が充実し、子どもの生き抜いていく力が育まれることが期待されます。

また、子育てに関心の高まる子どもが生まれる前の段階から、妊婦とそのパートナーに対し、男性の育児参画を促し、子どもの育ちの視点から生活リズムの大切さ子育てに必要な情報などを広く啓発することで、子育てへの不安感や負担感の軽減が期待されます。

取組詳細

市町と連携し、乳幼児の親同士の交流の機会の提供を行うとともに、男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体等と連携して、父親等を対象に子どもの生活習慣や自己肯定感を高めることなどを考える場づくりを提供するなど、子育て家庭を応援する取組を進めます。

また、野外体験保育が県内各地で広がるよう普及啓発を進めるとともに、幼稚園や保育所等の関係機関やまるごと自然体験ネットワーク等と連携して人材育成を進めます。

さらに、「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育の充実に向けて、引き続き家庭教育に関する理解や家庭で取り組むコンテンツ等の普及・啓発を行うとともに、市町と連携した取組を進めます。

加えて、市町やNPO等と連携し、妊婦とそのパートナーに対して、啓発や交流する機会の提供などを行います。

取組概要

取組内容等

(1) みえの親スマイルワーク事業

はじめての子育てには不安が多く、孤立しがちになる状況もあることから、乳幼児から学齢期の子を持つ親同士が子育てに関するテーマをもとに様々な悩みや思いを語り合い、その中で気づきや学ぶことができるワークショップを開催するとともに、こうした取組が広く展開されるよう市町に働きかけます。

(2) 職場及び地域における男性子育て応援講座事業

職場や地域で父親が集う場等において、男性が子どもの生活習慣や自己肯定感、社会性を育むことに関わることの魅力や大切さについて学ぶための機会を提供します。(10回程度/年)

知事復活項目

(3) 野外体験保育普及・啓発事業

1,076千円(うち県費 538千円)

野外(自然)体験が豊富な子どもほど自己肯定感や道徳観が高くなる傾向があるとの調査結果があることなどから、子どもたちには野外体験の機会の提供を、幼稚園や保育所等の職員には野外体験を通じた子どもとの関わりを学んでいただくなど野外体験保育を推進するため、野外体験保育を自立的に実践しようとする県内の幼稚園や保育所等へのアドバイザーの派遣や、事例研究会を開催します。

知事復活項目

(4) 【新】 野外体験保育+ (プラス) 事業 1, 473千円 (うち県費 1, 473千円)

野外体験保育が県内で広く主体的に取り組まれるには、野外体験保育の趣旨や必要性、自然を通じた子どもとの関わり方などを理解し実践につなげる必要があるが、園内外で指導的な役割を担う人材が不足しています。

そこで、まるごと自然体験ネットワーク会員施設等と連携し、野外体験施設の職員を対象に、野外体験保育の必要性などを知っていただき地域で取組を広げていくためのアドバイザーを養成します。

また、幼稚園教諭・保育士などを対象に、自園において主体的に年間を通じて野外体験保育を継続して取り組める人材を養成します。

事業	対象	目的、役割
野外体験保育+ (プラス) 事業	野外体験施設の職員	幼稚園や保育所等への外部のアドバイザーを養成 ・野外体験保育に取り組もうとする多くの幼稚園、保育所等のニーズに応えるため、不足しているアドバイザーを県内各地で養成する。
	幼稚園教諭・保育士	園内部の指導者を養成 ・自園において年間を通じて野外体験保育を継続して取り組める人材を養成する。
(参考)		
野外体験保育普及啓発事業 (アドバイザー派遣)	幼稚園・保育所等	施設の取組支援 ・野外体験保育を実践しようとする幼稚園・保育所等に対し、取組を支援する。

(5) 家庭教育応援推進事業

平成28年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育の充実に向けて、引き続き家庭教育に関する理解や家庭で取り組むコンテンツ等の普及・啓発を行うとともに、モデル的に取り組む市町の支援を行います。

知事復活項目

(6) 【新】 プレパパ・プレママ応援事業 1, 470千円 (うち県費735千円)

市町が行っている妊婦向けの教室は、妊婦だけでなくその配偶者(パートナー)も対象にしているところもあるものの、その内容は妊娠中の生活指導や沐浴体験など主に出産に向けた母子保健の観点で行っているものがほとんどです。

そこで、新たに、市町やNPO等と連携し、子育てに関心の高まる子どもが産まれる前の段階から、妊婦とそのパートナーに対して、男性の育児参画を促し、子どもの育ちの視点から生活リズムの大切さや親の関わり大切さを学んでいただくとともに、参加者同士のつながりや子育て支援などの地域資源とつながる仕組みの構築をモデル的に行います。

また、参加者アンケートによる効果検証や事例報告などにより、他市町への横展開を図ります。

(7) 家族の絆一行詩コンクール事業

子どもから大人や友達などへ、大人から子どもへ「ありがとう」の気持ちを伝え合う機会を提供することで、お互いの信頼関係を構築し、家庭をはじめ学校や地域の中で子どもが安心して自分らしく育つことを期待し一行詩の募集を行います。

[実績等]

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
子育てはっぴいパパ・ママワーク 開催市町数（累計）	10	12	14	
家族の絆一行詩応募作品数	11,930 作品	11,294 作品	12,262 作品	

※平成 26 年度は、家庭の養育力向上事業費における実績

[財源負担割合] (1) (2) (3) 国 1/2 (新型交付金)・県 1/2 (4) 県 10/10

(5) 国 10/10、一部県費、(6) 国 1/2、県 1/2

(7) 国 1/2 (新型交付金)、基金 1/2

[事業負担割合] (1) (2) (3) 国 1/2 (新型交付金)・県 1/2

(5) 県 10/10、一部県費、(6) 国 1/2、県 1/2

(7) 国 1/2 (新型交付金)、基金 1/2

[事業開始年度] 平成 26 年度 2 月補正 (平成 27 年度に繰越して実施)

(6) 平成 21 年度

事業概要

細事業名	子どもの生活・学習支援事業費				区分	新規	
施策	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実					
	23302	子どもの貧困対策の推進					
基本事業	目標項目		28年度実績値	31年度目標値			
	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数			29市町			
根拠 (法令等)	子どもの貧困対策の推進に関する法律 三重県子どもの貧困対策計画						
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	予算額						
	決算額						
事業の目的	子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。						
事業目標	コーディネーターを養成し市町につなぐことで、すべての市町で学習支援をはじめとした支援体制が整備され、貧困家庭の子どもへの支援が行われます。						
前年度からの変更点	なし（新規）						
事業の必要性と期待される効果	<p>生活困窮世帯の子どもは、家庭での学習習慣や学びの機会が十分に整えられていない状況です。特に、ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、親の就労時間の関係から家庭内での教育や生活習慣等が身につけにくい状態にあることもあり、学習の場・安心して過ごせる居場所を提供するとともに、家庭生活支援など総合的な支援が必要となっています。</p> <p>このことから、低学力・低学歴が貧困の世代間連鎖を生む大きな要因となっていることから、子どもの学習支援を行う自治体（市町）の取組を支援する必要があり、学校や家庭でない地域（第三の居場所）において、学力向上、進学支援及び中退防止等を目的とした「学習支援事業」が早期に行われるよう働きかけるとともに、実施済み市町においては、一層の事業の拡充（実施箇所の増加）が行われるよう働きかける必要があります。</p> <p>学習支援事業の実施に向けての課題は、担い手（支援員）不足や実施場所の確保困難等</p>						

がありますが、近年では、学習支援の実施の過程において、子どもや保護者への生活支援にもつなげる必要が生じるなど、包括的な対応が求められています。

このため、地域の実情に精通し、支援員（教員 OB OG や学生ボランティア等）の発掘・選定・派遣調整や保護者と関係機関との連絡調整等を行う「コーディネーター」の役割は極めて重要となっていますが、地域に候補者はいても、コーディネートノウハウ不足もあって、各市町における取組が広がっていません。（一自治体で一か所が大半）

今回、新たに県において、市町から推薦のあった候補者に対する養成・研修を実施し、コーディネーターに相応しい人材を養成し市町につなぐことで、学習支援をはじめとした体制整備を行う市町を後方から支援します。

この結果、県内すべての市町で、貧困家庭の子どもが学習支援や生活支援を受けることができる環境が整備され、自ら学ぶ（自発性）という習慣（持続性）が身に付くことで、支援（教わる）にのみ依存することなく、「学習支援のない環境」でも自立的に成長することができ、学力の向上と中退（特に高校）の防止につながるなどの効果が期待されます。

また、各種体験学習や食の支援（地域住民との交流）等の実施による社会性（関係性）の定着も期待でき、将来の人格形成にも寄与します。

さらに、生活支援を通じて子どもと保護者との信頼関係を構築し、その背後にある家庭の問題を把握（アウトリーチ）することにより、必要に応じて関係機関（生活困窮者相談窓口等）に“つなぐ”など包括的な支援の入口としての機能も期待できます。

なお、実施済みの市町においては、実施箇所の増により更なるサービス向上が見込まれます。（移動が困難な遠方居住者等の解消 等）

取組詳細

取組概要

市町からの推薦による人材を『地域学習支援コーディネーター（仮称）』として養成し、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業をはじめとする貧困家庭に対する学習支援事業等の推進役として、①学習支援ボランティア事業やその他の学習支援事業におけるコーディネートをはじめ、②学習支援実施団体とボランティア人材の開拓、③教育等の関係機関との連携、④潜在的な事業未利用者の掘り起しのほか、⑤地域資源を活用した各種体験活動 などをを行う人材として活用し、将来的には、学習支援にとどまらず、地域における子どもの貧困対策のリーダー的役割を担うキーパーソンとなることを目指します。

なお、当該事業は、既存コーディネーター向けの専門研修（スキルアップ）としての利用も可とします。

取組内容等

○【新】地域学習支援コーディネーター（仮称）養成事業 2,169千円（うち県費 1,085千円）

※学習支援事業の実績豊富な豊富な NPO 団体等に外部委託を行います。

※地域子供の未来応援交付金（内閣府）の活用を予定しています。

各地域で活動するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教育関係者（教員OB）、福祉・児童福祉関係者、社会福祉協議会、NPO法人等のリーダーを対象者の目安とし、資格については、教員免許、社会福祉士、保育士、精神福祉士などの有所持者が望ましいと考えています。一方、規模の小さい町等をはじめ、人材の確保が困難であるとする自治体もあると想定されることから、社会福祉協議会職員や、子育て世代包括支援センター及び要保護児童対策地域協議会等の既存組織の中から、中心的役割を担うことが期待される行政機関（専門職）の関係者も対象に含める予定です。

研修内容は、子どもの貧困対策として最も理解の得られやすいとされる“学習支援”をベースに、子どもの貧困問題の現状と課題、学習支援の現場での事例紹介、子どもへの接し方と効果的な支援、ネットワーク体制の活用方法、保護者も含めた生活支援へのつなぎ方及び現場実習を行います。

なお、市町独自で養成研修を行うことも可能ですが、市町によっては少人数のコーディネーター候補者に研修するということが非効率と思われること、また、実施市町と未実施市町が生じた場合、今後の子どもの貧困対策に地域差が生じる懸念があることなどから、推薦者の発掘は、地域の実状に詳しい市町で行い、養成研修については県の実施が好ましいと考えています。このことから、地域子供の未来応援交付金においても、養成研修の実施主体は、原則都道府県とし、市町村は特例承認となっています。

本事業で、養成されたコーディネーターが、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の構成員となることで、他市町推薦のコーディネーターをはじめ、県、市町及び関係団体（社協、ボランティア団体等）等との情報交換や課題共有を行うなど連携（ネットワーク）強化を図ることができ、地域における個々の活動に際しても、市町だけでなく県全域を視野に入れた活動ができます。これにより、県内すべての市町で平準化された居場所づくり（学習支援や生活支援の場）が整備され、将来の地域社会に貢献する自立した人材が育成されることが期待できます。

◆養成者数 29名（原則：市町各1名程度）

◆講座回数 全5回 うち現場実習1回 修了レポート作成

市町

推薦

養成講座（全5回）の実施

県

【推薦基準（案）】

子どもの貧困問題解消に熱意と意欲があり、以下のいずれかの基準を満たす者

○教育免許/保育士/社会福祉士/臨床心理士/精神保健福祉士いずれかの資格を有する者

○児童養護施設や生活困窮家庭の子ども達に対する学習指導・ボランティア経験がある者（3か月以上）

○塾講師や家庭教師としての経験がある者（1年以上）等

※性別、年齢及び職業は問わない。

■基調講演：子どもの貧困問題について *第一回と同時開催

□第一回「テーマ」日本の子どもの低所得家庭の実状

*特別回 三重県の現状と支援の連携先（関係機関）について

□第二回「テーマ」子ども達の抱える様々な問題について

□第三回「テーマ」子どもへの接し方と効果的な支援

□第四回「テーマ」現場実習（先進地で学習支援体験）

□第五回「テーマ」これからの学習支援について

■レポート提出 修了認定

※参加 29名 業者委託にて実施（各回外部講師：特別回除く）



修了後は市町に戻り個々に活動するが、自動的に「三重県子どもの貧困対策推進会議」の構成員

地域学習支援コーディネーター（仮称）

《家庭》

《市町》

必要な場合

三重県学習支援ボランティア事業

生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等

役割 学習支援事業について以下の事項を行う。

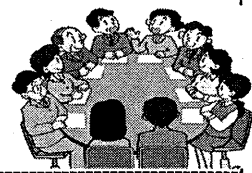
- ・事業主体との連携及び調整
- ・受講者及びその保護者との事前面談
- ・学習目標及び個別学習計画の作成
- ・資料及び教材の作成
- ・保護者との連絡調整（日時、教科、場所、学習進捗状況報告等）
- ・学習支援員への指導助言及び連絡調整
- ・地域資源を活用した体験活動
- ・“気づき”による家庭（保護者）への生活支援（関係機関へのつなぎ）等

○学習支援実施団体とボランティア人材の開拓

○潜在的事業未利用者の掘り起こし

○行政関係部局、学校、SSW、関係団体等との連絡会議

●食材（おやつ等）を提供してくれる支援団体・個人等への働きかけ等



※その他、地域での子どもの貧困対策活動（居場所づくり）におけるリーダー的役割

目的

学習支援等を通じて、将来の地域社会に貢献する自立した人材の育成（自ら学ぶ力、学力向上、社会性の定着）

[実績等]

—

[財源負担割合] 県 1/2 国 1/2

[事業負担割合] 県 1/2 国 1/2

[事業開始年度] 新規

事業概要

細事業名	児童虐待法的対応推進事業費				区分	一部新規
施策	234	児童虐待の防止と社会的養護の推進				
	23401	児童虐待対応力の強化				
基本事業	目標項目		29年度実績値	31年度目標値		
	児童虐待により死亡した児童数		0人	0人		
根拠 (法令等)	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律					
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	予算額		41,933千円	42,469千円		
	決算額	37,925千円	38,303千円			
事業の目的	児童虐待対応について、法的な対応や介入型支援の強化を図るため、児童相談所の体制整備や職員の専門性の強化、及び医療機関における早期対応を推進します。					
事業目標	<p>弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図ります。</p> <p>児童相談所職員の専門性の向上を図ります。</p> <p>対象家庭への支援を適切に実施するためにアセスメントツールを的確に運用するとともに、リスク情報の共有化を図ることにより、児童虐待相談に対する重層的なマネジメントを行います。</p>					
前年度からの変更点	多機関連携による重篤事案対策会議を実施し、重篤な児童虐待事案への対応策を講じます。また、児童相談所職員等のアドボケート養成に向けた研修、被虐待児家庭復帰等プログラムに取り組みます。					
事業の必要性と期待される効果	<p>平成22年度の児童虐待重篤事例や平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、児童虐待の防止に向けた取組を進めてきています。</p> <p>引き続き、児童虐待防止対策を推進するとともに、アセスメントツールの活用強化やNPO等との協働による虐待ケースのモニタリングに取り組み、ケースマネジメントの向上を図るとともに、市町や医療機関等の関係機関との連携を強化し、重篤な児童虐待を防止します。</p>					

取組概要

弁護士等専門人材を配置するとともに、児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施やアセスメントツールの活用強化等による職員の専門性の向上、NPO等の社会資源を活用したモニタリングの推進、医療機関における児童虐待早期対応の促進に取り組みます。

取組内容等

(1) 法的対応力強化事業

- ・ 弁護士や警察官OBを配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立入調査・臨検等の的確な実施を行います。
- ・ 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童について、NPO等との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係機関との連携を図ります。
- ・ 児童虐待相談における対応の的確性を高めるために開発した、リスクアセスメントツール（H26年度運用開始）及びニーズアセスメントツール（H27年度運用開始）の運用の定着を図ります。

(2) 児童相談所職員専門性強化事業

- ・ 児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等により、職員の専門性の向上を図ります。
- ・ 児童福祉法の改正により、義務付けられた研修を実施します。

(3) 児童相談所現場対応力強化事業

- ・ 法医学鑑定への委託や精神科医等の外部の専門家の活用、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保等により、現場対応力の強化を図ります。

(4) 重点事業

知事復活項目

【新】子どもの権利擁護推進事業 6,147千円（うち県費 5,174千円）

平成29年8月に国において「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられ、子どもが権利の主体であることと、子どもの権利擁護に配慮した取組を行う必要性が改めて示されました。

児童相談所のかかわる要保護児童については、その権利擁護に配慮された子どもの目線による対応が必要です。コーディネーターとして児童相談所経験者などの嘱託職員をもって下記の業務を取り入れていくことで、今後の取組の充実を図ります。

①多機関連携の推進

児童相談センターのコーディネーターが、県警、検察庁、医師会、弁護士会をはじめとした県内各地域の関係機関に出向き、密に情報の交換を行い、新たな児童相談ネットワークの構築を図ります。

重篤事案発生連絡を受けた場合は、このネットワークを活用し、速やかに関係機関を招集して対応方針を決定することで、該当する関係機関と個別に行っていた協議の時間を大幅に短縮し、迅速・的確な対応を実現します。

さらに、円滑な多機関連携を実現するため、関係機関が一堂に会する研修会も開催します。

- ※ 多機関連携会議は、重篤事案発生件数（年間15回）を想定
- ※ カナダ（トロント）においては、多職種専門家が同じフロアに詰めており、通告後の最初のミーティングも多職種で行われている。

②協同面接の確立

協同面接は、子どもに負担をかけず、その発達のレベルに応じた誘導のない面接を行い、子どもの権利擁護に配慮した対応を迅速に行うためのものです。日本においても開発のための研究が図られている途上で、三重県においては、平成26年度に1回、平成27年度には11回、平成28年度は15回、平成29年度は今のところ10回実施されていますが、試行段階の域を出ていません。

今年度、「司法面接支援プロジェクト」（代表：立命館大学仲真紀子総合心理学部教授）の支援により、児童相談所・警察・検察が集まって研修を行いました（研修費用は大学プロジェクトの負担）。今後も同様の研修を行いながら、この取組を確立していきます。

③アドボケイトの養成

重篤な児童虐待を原因として一時保護所や、児童福祉施設で生活する子どもたちは、虐待環境から抜け出すことができても、すぐには人を信用することはできない状況にあり、多くは、児童相談所の職員に対しても自分のことを伝えることが難しい状況にあります。

保護された子どもたちの「本音」を聞くことは、事後の処遇にも大きく影響することになるため、アドボケイト（代弁・擁護者）のかかわりにより、少ない心の負担で本音や事実を伝えることができるようになることが期待されます。

児童相談所の業務運営のなかで、子どもの権利擁護に主眼を置いたアドボケイトの考え方を浸透させることを目的として、全国の先進的なNPOが既の実施している研修手法を導入、実施し、職員の資質向上を図ります。

※ 児童相談所職員を主とするが、市町担当者、児童養護施設職員なども含める。

当事業では、子どもたちと話す機会の多い児童相談所の児童心理司等が、アドボケイトとしての技術を用いて子どもと面接し、子どもに寄り添うことで、その「本音」「事実」を聞き、もって、より子どもの権利に配慮した処遇を行っていけるよう取り組みます。

④適切な家庭復帰プログラムの実施

一時保護所や、児童養護施設・乳児院などから子どもたちが家庭復帰するためには、親子関係を再構築する必要があり、これまで、児童相談所の現場で何種類かのプログラムがケースワーカー等の個別のアセスメントのもとで行われてきました。

家庭復帰に向けたプログラムの実施については、個々のケースについて組織でアセスメントを行ったうえで、数多くあるプログラムの中から使用の適否を検討する必要があります。

現在のところ、このプログラム選択の仕組みは構築されておらず、ケースワーカーの知識や経験を元に判断しているため、児童相談所の職員が、取組に統一性を持って家族再統合を進めることができるよう、適切なプログラムの選定を行うためのマニュアル化を図ります。

[実績等]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	単 位
児童相談センターに配置した弁護士による職員への法的な助言の実施回数	108	123	131	回

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 、 県 10/10

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 、 県 10/10

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

事業概要

細事業名	家族再生・自立支援事業費				区分	一部新規
施策	234	児童虐待の防止と社会的養護の推進				
	23403	社会的養護が必要な児童への支援				
基本事業	目標項目		28年度実績値	31年度目標値		
	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合			18.1%		
根拠 (法令等)	児童福祉法 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について					
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	予算額		106,575千円 (繰越100,429含む)	2,024千円		
	決算額	4,117千円	105,310千円 (繰越100,429含む)			
事業の目的	<p>児童養護施設等においては、被虐待児等要保護児童が安全に保護されるとともに、適切な養育環境の中で、家庭復帰や自立に向けた支援が行われる必要があります。</p> <p>こうしたことから、施設職員等の人材育成を図るとともに、児童に対する処遇の向上や身元保証、自立支援資金の貸付や退所者の施設への帰省経費の補助等を行い、児童の家庭復帰や自立に向けた支援を行います。</p>					
事業目標	児童養護施設等に入所する児童の家庭復帰をめざすとともに、進学や就職等をめざす児童の自立を支援します。					
前年度からの変更点	<p>措置延長後に児童養護施設等を退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者等に対して、児童養護施設等で生活の場を確保し、個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結び付けていきます。</p> <p>また、児童養護施設退所者の大学等への進学率が低いことや、就職後の早期離職を防ぐため、施設入所中から退所後の学業や仕事、生活について考える機会を提供するとともに、施設出身の大学生等や施設退所者を積極的に雇用する事業主をアドバイザーとして施設へ派遣します。</p>					

事業の必要
性と期待さ
れる効果

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、要保護児童においても、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が行われることが重要なことから、児童養護施設等の職員の人材育成を図り専門性の向上を図る必要があります。

そのことにより、児童に対する専門的なケアを行える体制や自立支援の充実につなげます。

取組詳細

取組概要

要保護児童の自立や入所児童の家庭復帰等に向け、児童養護施設等施設職員の人材育成に取り組むとともに、最適なプログラムの活用を図ります。さらに、退所児童の身元保証などを行います。

取組内容等

(1) CAP 児童養護施設プログラム委託事業

児童養護施設に入所している子どもたちが、年齢に応じた互いの人権を理解しあい、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、児童養護施設職員等を対象にCAPプログラム等を実施します。

(2) 児童福祉施設退所に向けての支援事業

- ・サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ等を使い、当該面接法のノウハウを児童相談所職員等が研修を受け、判定会議にて適応性が判断された後、関係職員が役割分担を行い、家族再生のためのプログラムを策定して実施します。
- ・教育的に対処できるスキルを指導するCSP（コモン・センス・ペアレンティング）等の様々なペアレントトレーニング技術研修を児童相談所職員等が受講し、適応性のある家族に各々の家族状況に合ったプログラムを組み立て、継続的に介入します。
- ・LSW（ライフ・ストーリー・ワーク）について児童養護施設職員が理解を深め、実施できるよう研修を実施し、児童相談所職員との協議の上、必要な事例を選定し、当該児童の年齢や理解力等を鑑みて計画的に実施します。

(3) 児童養護施設家族再生支援事業

虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室を要支援家庭が家族再生を行うための生活訓練の場として提供し、子育て支援協力員等をあてることにより、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てを行えるよう支援します。

(4) 施設退所児身元保証補助事業

施設退所児（者）が就職等に際して、アパート等を賃借する場合等に施設長等が身元保証人になった場合、施設長が支払う損害保険料に対して補助します。

(5) 未成年後見人支援事業

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な方を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見

人に報酬を支払います。

(6) 【一部新】施設等退所者自立支援事業

施設等を退所した者が、お盆や正月などの時期に実家代わりである施設等へ帰省し、またその時に、入所児との異年齢交流を行い、入所児の夢や希望を醸成することを目的として、退所者が施設等へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助します。

また、措置延長後に児童養護施設等を退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者等に対して、児童養護施設等で生活の場を確保し、個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結び付けていきます。

(7) 重点事業

知事復活項目

【新】児童養護施設入所児童の自立に向けたアドバイザー派遣事業 596千円（うち県費 596千円）

本県施設出身者の大学等への進学率は、平均進学率と比べて大きな格差があります。本年度実施した施設退所者を対象とした実態調査で、進学を諦めている児童が多数いることが明らかになっています。このことから、大学等へ進学する気持ちを醸成し、必要な準備をしてもらうためには、中学生、高校生の早い段階から、将来の選択肢として大学等への進学を考える機会を設けるとともに、進路選択の折々に必要なアドバイスを受けられる環境づくりが不可欠です。

また、就職を希望する児童に対しても、中学生、高校生の同時期に、働くことの大切さや心構え、仕事の具体的な内容等について話を聞き、相談に応じてもらうことで、将来つきたい仕事についてしっかり考え、そのために必要な進路や資格の取得など、就職への準備を進めてもらえるようにしていくことが重要です。

そこで、施設出身者の進学支援に取り組む民間団体、就労支援に取り組む民間団体と協力し、ロールモデルとなる施設出身の大学生や進学に向けて努力している高校生、施設出身者を積極的に雇用し働く姿を身近で見ている事業主をアドバイザーとして施設へ派遣します。

施設出身者が、進学、就職を選択する必要な情報や助言を得て、自身が納得して進路を決定することで、自身の責任が自覚でき、中退や早期離職の防止につなげていきます。

[実績等]

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	単位
親子生活訓練室(家族再生支援) 利用家族数	6	10	13	7	家族

[財源負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10（一部福祉基金充当）

[事業負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業開始年度] 平成19年度（平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替）

事業概要

細事業名	障がい者就労支援事業費				区分	継続	
施策	131	障がい者の自立と共生					
	13102	障がい者の就労促進					
基本事業	目標項目		29年度実績値	31年度目標値			
	一般就労へ移行した障がい者数			480人			
根拠 (法令等)	県障がい者就労安心事業実施要綱、県障がい者地域生活移行支援事業実施要綱 県知的障がい者就労支援講座実施要綱、県障がい者工賃向上計画支援事業実施要綱 県社会的事業所設置運営要綱、県の機関における知的障がい者職場実習事業実施要綱 三重県庁舎における精神障がい者職場実習モデル事業実施要綱						
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	予算額		34,136千円 (繰越3,900千円含む)	32,398千円			
	決算額	31,255千円	31,757千円 (繰越2,675千円含む)				
事業の目的	障がい者が、地域で自立して暮らせるように、就労の場の確保や福祉的就労事業所における工賃引き上げなどを促進します。						
	障がい者就労安心・地域生活移行支援事業により、施設を退所し一般就労した障がい者の就労の継続及び施設を退所し地域移行した障がい者の地域生活の定着を図ります。 知的障がい者就労支援講座により、就労を希望する知的障がい者の就労促進を図ります。 社会的就労支援事業…(1) 工賃向上計画支援事業により、福祉的就労事業所の工賃の改善を図るとともに、社会的事業所の経営の自立を図ります。(2) 共同受注窓口事業により、事業所等の受注の機会を確保するとともに、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の地域における自立した生活の実現を図ります。(3) 社会的事業所創業支援モデル事業により、障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態である社会的事業所の定着を図ります。 県の機関による知的障がい者・精神障がい者職場実習事業により、行政機関における雇用の可能性を探ります。						
前年度からの変更点	社会的就労支援事業の(1) 工賃向上計画支援事業の事業目標に、社会的事業所の経営の自立を図ることを追加しました。						
事業の必要性と期待される効果	障がい者が自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要です。しかしながら、一般就労の場やそこでの支援は十分ではありません。また、多くの障がい者が通所している福祉的就労事業所における工賃も依然として低い現状にあります。						
	就労の場の確保や福祉的就労事業所における工賃引き上げなどを促進することで、障がい者が地域の中で自立して暮らし、社会的事業所を含めた多様な働き方の展開が進むことが期待されます。						

取組概要

障がい者が地域で生活できるよう、一般就労に向けた支援や事業所等の工賃をアップする取組などを行います。

取組内容等

1 障がい者就労安心・地域生活移行支援事業

- ・事業の対象者は、施設退所後2年以内に一般就労した障がい者及び施設退所後1年以内に地域移行した障がい者です。
- ・施設職員による月2回程度の面接・訪問等により、就労の継続及び地域生活の定着に必要な相談支援を行います。

2 知的障がい者就労支援講座

- ・事業の対象者は、就労を希望する知的障がい者です。
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、就職のために必要な基本的な知識技能を身につけるための講座を開催します。

3 社会的就労支援事業

知事復活項目

(1) 工賃向上計画支援事業 復活要求額3,519千円(うち県費 3,519千円)

就労継続支援事業所等に対して、工賃水準向上につながる研修会の開催や専門家の派遣を行い、作業内容や工程の見直し、販路の開拓等を支援することにより工賃の改善を図るとともに、農林水福連携を強化します。

また、社会的事業所に対して、経営の自立を促進するため、専門家の派遣による事業運営支援を行います。

※社会的事業所の経営の自立を促進するための専門家派遣(県10/10)

社会的事業所を県として推進するために、下記(3)の社会的事業所創業支援モデル事業による補助を3年間から4年間に延長して実施してきたところ、徐々に収支が改善されつつあるものの、平成29年度においても収支が均衡しないことを見込まれています。そこで、社会的事業所に経営ノウハウを有した専門家を派遣することにより、各事業所における経営改善を図り、共同受注窓口事業とも連携しながら、経営の自立を促します。

○内容 専門家派遣 社会的事業所4箇所へ15回(2か月に3回程度)派遣します。

○費用	謝金	@50,000円×15回=	750,000円
	旅費	3,100円×15回=	46,500円
	消耗品費		12,000円
	通信運搬費		6,000円
	消費税(8%)		65,160円

計 879,660円(1箇所当たり)

879,660円×4箇所=3,518,640円

<社会的事業所とは>

①事業目的、内容等

作業能力はあるものの、対人関係や健康管理等の理由により、一般企業に就労できないでいる障がい者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで、障がいのある人もない人も

「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態です。

障害者総合支援法の枠組みや現行の就労支援策だけでは、障がい者が一般就労した場合も職場に定着できず短期で退職することが多いといったような課題への対応に限界があるため、一般就労には至らないが、働く意欲を持つ障がい者が地域で自立して生活するための基盤として、「福祉的就労」でも「一般就労」でもない、新たな就労の場が社会的事業所です。

設置運営主体は、社会的事業所を運営する社会福祉法人又はNPO法人です。

②社会的事業所の主な要件

- ・障がい者従業員として5人以上20人未満を雇用。
- ・障がい者従業員として1週間20時間以上勤務の雇用契約を締結。
- ・障がい者従業員は労働保険（労災保険、雇用保険）の適用対象。
- ・障がい者従業員が就労を継続し、維持できるよう支援機能を有する。
- ・社会的事業所の運営に関して、障がい者従業員が意見を述べる機会がある。

(2) 共同受注窓口事業

複数の事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業に係る補助を行います。

知事復活項目

(3) 社会的事業所創業支援モデル事業 復活要求額2,700千円（うち県費 - 千円）

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態である社会的事業所の創業支援に係る補助（市町を通じた間接補助。負担割合：県1/2、市町1/2）を行います。

<補助内容等>

- ・実施主体：社会的事業所の所在する市町
- ・基準単価：障がい者従業員1人あたり（月額）50,000円×人数×月数
- ・平成30年度当初要求額（6,300千円）

（内訳）

事業所所在地	補助期間（創業から4年間）	従業員数	県補助額
鈴鹿	平成30年6月まで（3か月）	14名	1,050千円
亀山	平成30年9月まで（6か月）	10名	1,500千円
伊勢	平成32年3月まで（12か月）	12名	3,600千円
尾鷲	平成30年5月まで（2か月）	3名	150千円

- ・復活要求額は、上表の鈴鹿、亀山及び尾鷲に係る部分（4年目部分）

$$=1,050+1,500+150=2,700千円$$

4 県の機関における知的障がい者・精神障がい者職場実習事業

- ・事業の対象者は、知的障がい者及び精神障がい者で、基本的な生活習慣をはじめとする身辺自立が確立し、就労の意欲を有すること等の条件を満たす者です。
- ・県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関において知的障がい者、精神障がい者の職場実習を行います。

三重県社会的事業所概要イメージ

